沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

褥瘡予防体交枕・マットレス等消毒業務委託に係る契約書（案４）

委託者 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下、甲という）と受託者 ○○○○○（以下、乙という）との間に次のとおり契約を締結する。

（総則）

1. 甲は、「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター褥瘡予防体交枕・マットレス等消毒業務」（以下、本業務という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。本業務は、甲が正常な状態で使用でき得るように消毒を行うものとする。

２　甲は、乙に対し本業務の対価として委託料を支払う。

３　乙は前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

４　定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

５　入札保証金については、見積もる価格の100分の5以上又は免除とする。

　　契約保証金については、見積もる価格の100分の10以上又は免除とする。

（契約期間）

第２条　本業務の契約期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

（報告）

第３条　乙は、甲から要求があった場合には、甲の定める方法、様式にて本業務の遂行状況に

関する報告を行うものとする。

（委託料）

第４条　甲は、本業務に対する委託料は別添単価表のとおりとする。

* 消費税額は消費税法第29条及び地方税法72条の規定に基づき契約金額に100分の10を乗じて得た金額である。なお、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

（その他の費用負担）

第５条　甲が委託業務に影響を及ぼす変更を加えたときは、甲乙協議の上、甲は別にこれに相

当する費用及び委託料を乙に支払うものとする。

（支払等）

第６条　甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその代金を乙に支払う

ものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

　　２　支払いは月払いとし、乙は月末で締め、請求書を翌月10日までに甲へ提出するものと

する。

３　甲の責に帰すべき事由により契約代金の支払が第１条に定める支払期日までに支払わ

れなかったときは、乙は、支払期限の日の翌日から起算して支払いする日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、沖縄県財務規則第109条に規定する割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。ただし、風水害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延に対してその期間は、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

（乙に対する損害賠償）

第７条　甲は、業務の遂行上において、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合に

は、乙に損害賠償請求を行うことができる。

（契約の解除等）

第８条　 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときにはなんら催告なし

に直ちに本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。

1. 重大な過失または背信行為があったとき。
2. 支払いの停止があったとき、又は仮差押、競売、破産、会社整理開始、特別清算開始の申立を受けたとき。
3. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
4. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
5. 前各号に掲げるものの他契約条件に違反すると認められるとき。

２　甲又は乙は、栢手方の借務不履行が期間を定めてした催告後も是正されないときは本契約を解除し、被った損害の賠償を講求することができる。

３　本条の規定に基づき相手方から契約の解除を受けた者は、損害が生じることがあっても相手方にその損害を請求することはできない。

（秘密の保持等）

第９条　乙は業務上知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはな

らない。

（権利義務譲渡の禁止）

第10条　乙は甲の事前の書面による承諾を得ることなく本契約によって生じる一切の権利、

義務の全部または一部を第三者に譲渡し、またはこれを承継させ、あるいは担保に供してはならない。

（合意管轄）

第11条　契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図

るものとする。

（協力義務）

第12条　甲は乙に対し、本業務を実施するために必要な資料の提出、その他の協力について、誠意を持って行うものとする。

（現場従事者及び責任者）

第13条　乙は、業務現場において直接業務に従事する者（以下「現場従事者」という。）及び

現場従事者を指揮監督その他業務の遂行に必要な事務をつかさどる責任者（以下「責任者」という。）を定め、書面をもってその氏名等を甲に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

２　甲は、業務履行に関する注文、指示等は前項の責任者に対して行うものとする。

３　乙は、現場従事者及び責任者に業務の遂行に必要十分な技能を修得させ、業務の遂行に万全を期するとともに風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、健康管理に努めなければならない。

４　乙は、現場従事者及び責任者に乙の定める制服を着用させるとともに氏名を明示させ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

５　甲は、円滑かつ適正な業務遂行上、不適当と認める現場従事者及び責任者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

（業務遂行の計画及び報告）

第14条　乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。

２　乙は、実施結果を甲に報告し、業務の完遂を確認し合うものとする。

（業務の調査等）

第15条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（改善命令）

第16条　甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不適当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

（法令上の責任）

第17条　乙は、現場従事者及び責任者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。

（暴力団等の排除）

第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　　(１)　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　(２)　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　(３)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

　　(４)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　　(５)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（履行不能の場合の措置）

第19条　乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

（協議）

第20条　この契約の履行について、疑義が生じた場合には、甲乙双方協議の上、これを決め

る。

（遵守事項）

第21条　前各条のほか、この契約の履行については、甲乙ともに関係法令を誠実に遵守する。

上記契約の締結を記すため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和　　年　　月　　日

（甲）

（乙）